

職業訓練受講給付金対象プログラムとする場合の要件等について

令和4年度「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」で開発・実施するプログラムについて、厚生労働省の職業訓練受講給付金対象講座とする場合には、下記の要件を踏まえた上で、プログラム開発を行うこと。

【要件】

実施体制について

- ・プログラム開発・実施に当たっては、地域ニーズ、受講者ニーズを踏まえたプログラムの開発・実施が可能となるよう、都道府県労働局（以下「労働局」という。）や地方公共団体、企業、業界団体、大学・専門学校等教育機関、民間団体等により構成される事業実施委員会を設置する。
- ・上記の事業実施委員会は、業界等の雇用動向や人材ニーズ及び地域事情等を把握し、それを踏まえたプログラムの開発・実施、成果検証を行うこと。
- ・受講者に対し、キャリア形成支援等のためプログラムを通じてキャリアコンサルティングを実施する。ただし、受講者がハローワーク等で職業相談やキャリアコンサルティングを受けている場合はこの限りではない。なお、受講前のキャリアコンサルティングでは、継続的な学習、修了後の継続的な就業に向けて、受講に係る心構え、職業意識、キャリア形成等について意識づけを行う。

プログラムの内容について

- ・プログラムの開発・実施に当たっては、プログラムの分野等における雇用ニーズ等を踏まえ、業界団体・経済団体等及び関係企業等と連携し、就職や転職等のキャリアアップに資する必要な資格、知識及び技能を把握する。さらに、他の教育機関、地方公共団体、経済団体、企業、NPO等と連携する等により、資格、知識及び技能を修得するために必要な座学と実技を組み合わせ、就職・転職につながる効果的なプログラムを開発・実施する。
- ・夜間・土日開講やオンライン、短期集中開講等を活用する等社会人の受講しやすい工夫に配慮する。
- ・講座の実施方法は、必ず同時双方向型とすること。
- ・プログラムは、受講日や受講科目が1パターンとなるよう必須科目のみとすること（選択必修科目の設定は不可）。
- ・対象となる職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定する（習得できる能力と、受講によって考えうる就職・転職等出口の可視化等を行う）。
- ・対象職種に係る基礎的かつ実践的な技能及びこれに関する知識を付与する内容とする。

- ・対象職種での経験を積むため、原則、座学と実習（※1）又は現場実習（※2）を組み合わせたプログラムとする。あわせて、受講者の職業意識の向上及び就職促進、継続的な就労に資するよう、企業と連携してプログラム内に職場見学・職場体験（※3）（インターンシップ、フィールドワーク等）、企業と連携したPBL等を盛り込む。
 - ※1 実習は、講義形式で学んだ知識や技能を、実物を用いるなど実践的に学ぶこと等を目的として実施するもの。
 - ※2 現場実習は、現場で実習を行うもの。
 - ※3 職場見学・職場体験は、職業意識の向上、実際の業務内容や職場環境の理解を目的として行うもの。
- ・プログラムの総時間数は、原則として1か月当たり60時間以上とする。また、プログラムの実施期間は、2か月以上とし、必要に応じて6か月以内とする。なお、職業訓練受講給付金の対象プログラムの要件を満たすための留意事項等については、別添2厚生労働省資料「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業の実施者（大学等）による職業訓練受講給付金関連業務について」（以下、「厚労省資料」という。）、質疑応答集を参照すること。
- ・必要に応じ、ビジネスマナー等、就職や転職等のキャリアアップの可能性を高めることができる知識等の付与を目的とした内容を含める。
- ・職業訓練受講給付金の対象プログラムについては、事業趣旨を踏まえ、受講料を無料とする。（ただし、受講者のテキスト代及び作業着等個人の所有になるもの、通学のための交通費、宿泊費、保険料、施設利用費、資格試験受験料等については、原則受講者の自己負担とする。）
- ・プログラムは、以下の各段階に応じて十分な検討を行う。
 - 1) 就職や転職等のキャリアアップに必要な資格、知識及び技能、地域の雇用ニーズ等の洗い出し
 - 2) 1)を踏まえたプログラムの策定、プログラムの実施、就職支援の実施等
 - 3) 実行面からのプログラムの検証（プログラム実施期間終了後に成果検証を行い、検証結果を踏まえた改善を行う。）
- ・事業実施委員会において、事業の成果（例：受講者数、修了率、就職・在職率、プログラム内容等）に関する成果検証を行うこと。

受講者の就職支援

- ・実施者（大学等）においては、受講者の申込み時点における雇用状況（非正規雇用労働、失業中、正規雇用労働等）を確認し、その状況に応じて受講者に対して就職支援を行う。
- ・就職支援に当たっては、労働局・ハローワーク、地方公共団体が実施する職業紹介事業等と連携する等、確実な就職支援を実施すること。なお、受託者において、職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の無料職業紹介事業の許可を受けた場合は「職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等

が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の明確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成 11 年労働省告示第 141 号）」等に留意し、実施する。

- ・実施者（大学等）は、大学等内の就職支援部局や、地域における業界団体・経済団体、関係企業との連携に努めること。（例えば、企業説明会や就職セミナーの開催、キャリアコンサルティング、求人情報の提供、企業とのマッチング、その他日常的な支援等を行うことが考えられる。）
- ・就職率（※1）及び就職・在職率（※2）の目標は、受講者の就職率 67%以上を目標とする。あわせて、就職・在職率 80%以上を目標とする。

※1 就職率は、修了者のうち非正規雇用労働者及び失業者等の職を持たない者に対する、プログラム修了後3か月の間に就職した者（非正規雇用労働者が正規雇用労働者となった場合、起業した場合を含む。）の割合とする。

※2 就職・在職率は、修了者数（就職活動等を行う正規学生等を除く。）に対する、プログラム修了後3か月の間に就職した者（非正規雇用労働者が正規雇用労働者となった場合、転職・起業した場合も含む。）及び在職者の合計の割合とする。なお、プログラム修了後3か月の時点で就職等の状況が把握されていないものは未就職等として取り扱うこととする。

労働局・ハローワーク等との連携

- ・実施者（大学等）は、プログラムの開発、求職者に対する受講の働きかけ、受講者の就職支援等の取組について、労働局・ハローワークと連携・協力して行う。
- ・受託者は、職業訓練受講給付金の支給に必要な受講者の受講状況の証明を行うため、出席、欠席、遅刻、早退等の状況を把握・記録するなど、職業訓練受講給付金の支給に必要な手続を行っている労働局・ハローワークと連携して行うこと。受講者が職業訓練受講給付金を受給するにあたり、受託者に求められる業務については、別添2厚労省資料を参照すること。

【留意事項】

職業訓練受講給付金の対象プログラムとする場合に必要な業務は、厚労省資料及び質疑応答集を参照のこととするが、特に留意が必要な点を下記に明記する。

- ・職業訓練受講給付金対象プログラムとするためには、プログラムの募集期間、実施方法、実施場所、日別の内容及び時間数等の実施内容を確認の上、ハローワークシステムに登録する必要があるため、受講生の募集を開始する日の2週間前までに「訓練等情報報告書」等の様式を厚生労働省へ提出すること。
※提出先は厚労省資料を参照。